

訴 状

令和元年7月22日

東京高等裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 真 人

同 弁護士 平 井 孝 典

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

選挙無効請求事件

訴訟物の価額 1760 万円 [1760 万円=160 万円 x 11 人]

帖用印紙額 7 万 4000 円

請求の趣旨

- 1 令和元年 7 月 21 日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区、および静岡県選挙区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決を求める。

請求の原因

第 1 原告らの主張

1 原告らの主張

原告ら（以下、「選挙人ら」という）は、

「令和元年 7 月 21 日現在有効の公職選挙法の参議院議員の定数を配分する規定が、人口比例に基づいて定数配分をしておらず、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 項第 1 文冒頭に基づく人口比例選挙の要求に反しているので、この規定は憲法 98 条 1 項により無効である。よって、令和元年 7 月 21

日に施行された参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）のうち東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区、および静岡県選挙区における選挙は無効である。」

と主張する。

第2 事実

- 1 原告らは、本件選挙の東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区、および静岡県選挙区の各選挙人である。
- 2 本件選挙施行日（令和元年7月21日）当時の選挙制度によれば、参議院議員の定数は248人とされ、そのうち、148人が選挙区選出議員、100人が比例代表選出議員とされている（公職選挙法4条2項）。
- 3 本件選挙は、公職選挙法14条1項、別表第三の選挙区及び議員定数の定め（以下「本件区割規定」という。）に従って施行された。
- 4 総務省選挙資料（平成30年9月登録日現在）（添付資料1）に基づく各選挙区の議員1人当たり登録有権者数は、本訴状添付の別表のとおりとなる。
議員1人当たりの有権者数が最少の福井県選挙区の有権者数（325,644人）と最多の宮城県選挙区の有権者数（971,873人）の差は、646,229人（ $646,229=971,873-325,644$ ）であり、較差は1対2.984である。

同様に、議員1人当たりの有権者数が最少の選挙区（福井県選挙区）と、原告ら

が選挙人となっている各選挙区で比較すると、有権者数の差及び各選挙区における選挙権の価値は、下表のとおりである。

選挙区	有権者数 (人)	定数	平成 30 年改正法 「6 増」 による議 席の増減	議員 1 人当 たり有権者 数 (人)	投票価値 (票) (福井 を 1 票とした 場合)	最小選挙 区との人 数差 (人)	最小選挙 区との較 差 (倍)
福井	651,288	2		325,644	1.00		
新潟	1,928,748	2		964,374	0.34	638,730	2.961
神奈川	7,652,920	8		956,615	0.34	630,971	2.938
東京	11,385,086	12		948,757	0.34	623,113	2.913
長野	1,756,054	2		878,027	0.37	552,383	2.696
千葉	5,251,304	6		875,217	0.37	549,573	2.688
栃木	1,643,979	2		821,990	0.40	496,346	2.524
群馬	1,639,083	2		819,542	0.40	493,898	2.517
静岡	3,090,663	4		772,666	0.42	447,022	2.373
埼玉	6,124,332	8	+2	765,542	0.43	439,898	2.351
茨城	2,446,489	4		611,622	0.53	285,978	1.878
山梨	699,241	2		349,621	0.93	23,977	1.074

第 3 詳細な主張

追って準備書面で主張する。

証拠方法

追って提出する。

附属書類

- | | |
|--------|------|
| 1 訴状副本 | 11 通 |
| 2 住民票 | 11 通 |
| 3 委任状 | 11 通 |

以上

別表

平成 30 年 9 月登録日現在都道府県別有権者数に基づく平成 30 年改正法（「6 増」）の選挙区割り
 （出典：総務省選挙関連資料 http://www.soumu.go.jp/main_content/000592460.pdf）

選挙区	有権者数 (人)	定数	平成 30 年改正法 「6 増」 による議 席の増減	議員 1 人当 たり有権者 数 (人)	投票価値 (票) (福井 を 1 票とした 場合)	最小選挙 区との人 数差 (人)	人口較差
宮城	1,943,745	2		971,873	0.34	646,229	2.984
新潟	1,928,748	2		964,374	0.34	638,730	2.961
神奈川	7,652,920	8		956,615	0.34	630,971	2.938
東京	11,385,086	12		948,757	0.34	623,113	2.913
大阪	7,325,934	8		915,742	0.36	590,098	2.812
長野	1,756,054	2		878,027	0.37	552,383	2.696
千葉	5,251,304	6		875,217	0.37	549,573	2.688
岐阜	1,685,010	2		842,505	0.39	516,861	2.587
栃木	1,643,979	2		821,990	0.40	496,346	2.524
群馬	1,639,083	2		819,542	0.40	493,898	2.517
福島	1,614,941	2		807,471	0.40	481,827	2.48
岡山	1,589,945	2		794,973	0.41	469,329	2.441
静岡	3,090,663	4		772,666	0.42	447,022	2.373
兵庫	4,623,600	6		770,600	0.42	444,956	2.366
埼玉	6,124,332	8	+2	765,542	0.43	439,898	2.351
愛知	6,120,954	8		765,119	0.43	439,475	2.35
北海道	4,565,940	6		760,990	0.43	435,346	2.337
三重	1,506,963	2		753,482	0.43	427,838	2.314
熊本	1,482,627	2		741,314	0.44	415,670	2.276
福岡	4,239,352	6		706,559	0.46	380,915	2.17
鹿児島	1,370,508	2		685,254	0.48	359,610	2.104
徳島・高知	1,257,643	2		628,822	0.52	303,178	1.931
茨城	2,446,489	4		611,622	0.53	285,978	1.878
広島	2,351,378	4		587,845	0.55	262,201	1.805
山口	1,173,504	2		586,752	0.55	261,108	1.802
愛媛	1,171,630	2		585,815	0.56	260,171	1.799
沖縄	1,161,899	2		580,950	0.56	255,306	1.784
奈良	1,153,539	2		576,770	0.56	251,126	1.771
滋賀	1,152,449	2		576,225	0.57	250,581	1.769
長崎	1,148,376	2		574,188	0.57	248,544	1.763
青森	1,115,683	2		557,842	0.58	232,198	1.713
岩手	1,070,422	2		535,211	0.61	209,567	1.644
京都	2,128,299	4		532,075	0.61	206,431	1.634
鳥取・島根	1,052,591	2		526,296	0.62	200,652	1.616
大分	976,476	2		488,238	0.67	162,594	1.499

石川	957,682	2		478,841	0.68	153,197	1.47
山形	934,182	2		467,091	0.70	141,447	1.434
宮崎	920,822	2		460,411	0.71	134,767	1.414
富山	896,986	2		448,493	0.73	122,849	1.377
秋田	875,798	2		437,899	0.74	112,255	1.345
香川	826,756	2		413,378	0.79	87,734	1.269
和歌山	824,288	2		412,144	0.79	86,500	1.266
山梨	699,241	2		349,621	0.93	23,977	1.074
佐賀	686,403	2		343,202	0.95	17,558	1.054
福井	651,288	2		325,644	1.00	0	1
	106,175,512	148					

以上

当事者目録

1. 東京都選挙管理委員会管轄

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 N39 階

被 告 東京都選挙管理委員会
代表者委員長 宮 崎 章

(以下余白)

2. 茨城県選挙管理委員会管轄

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 号

被 告 茨城県選挙管理委員会

代表者委員長 荒川 誠司

(以下余白)

3. 栃木県選挙管理委員会管轄

〒320-8501 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

被 告 栃木県選挙管理委員会
代表者委員長 小 林 恒 夫

(以下余白)

4. 群馬県選挙管理委員会管轄

〒371-8570 前橋市大手町1丁目1番1号

被 告 群馬県選挙管理委員会
代表者委員長 松 本 修 平

(以下余白)

5. 埼玉県選挙管理委員会管轄

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 本庁舎 3F

被 告 埼玉県選挙管理委員会

代表者委員長 細 田 徳 治

(以下余白)

6. 千葉県選挙管理委員会管轄

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

被 告 千葉県選挙管理委員会
代表者委員長 長 谷 川 康 博

(以下余白)

7. 神奈川県選挙管理委員会管轄

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

被 告 神奈川県選挙管理委員会
代表者委員長 村 上 健 司

(以下余白)

8. 新潟県選挙管理委員会管轄

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番1号

被 告 新潟県選挙管理委員会
代表者委員長 長津 光三郎

(以下余白)

9. 山梨県選挙管理委員会管轄

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

被 告 山梨県選挙管理委員会
代表者委員長 中 込 ま さ 彥

(以下余白)

10. 長野県選挙管理委員会管轄

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692 番 2 号

被 告 長野県選挙管理委員会
代表者委員長 永 井 順 裕

(以下余白)

11. 静岡県選挙管理委員会管轄

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

被 告 静岡県選挙管理委員会
代表者委員長 立 石 健 二

(以下余白)

代理人目録

- 〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階
TMI 総合法律事務所（送達場所）
電話：03-6438-5335 FAX：03-6438-5522
（東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、
埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙
区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区）原告
訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊
同 弁護士 江 口 雄 一 郎
- 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-5-1 日比谷マリビル5階
日比谷パーク法律事務所
電話：03-5532-8080 FAX：03-5532-8800
（東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、
埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙
区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区）原告
訴訟代理人弁護士 久 保 利 英 明
- 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6 渋谷協栄ビル9階
法学館法律事務所
電話：03-3462-8051 FAX：03-3462-8053
（東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、
埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙
区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区）原告
訴訟代理人弁護士 伊 藤 真
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-6-2 第2秋山ビル4階・5階
黒田法律事務所
電話：03-5425-3211 FAX：03-5425-3299
（東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、

埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区) 原告
訴訟代理人弁護士 黒 田 健 二
同 弁護士 森 川 幸

〒100-6013 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング
狛・小野グローバル法律事務所
電話 : 03-6550-8300 FAX : 03-6550-8310
(東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区) 原告
訴訟代理人弁護士 山 中 眞 人

〒102-0083 東京都千代田区麴町 3 丁目 2 番 4 号 麴町 HF ビル 8 階
法律事務所フロンティア・ロー
電話 : 03-6256-9400 FAX : 03-6256-9401
(東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区) 原告
訴訟代理人弁護士 平 井 孝 典

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-2 新日石ビル 10 階
田辺総合法律事務所
電話 : 03-3214-3811 FAX : 03-3214-3810
(東京都選挙区原告) 訴訟代理人弁護士 田 辺 克 彦

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-15 赤坂森山ビル
ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所
電話 : 03-3505-3581 FAX : 03-3505-3582
(東京都選挙区原告) 訴訟代理人弁護士 石 渡 進 介
以上